平成２４年（フ）第８１号
鹿児島県鹿児島市吉野町8798番地１　エスポワールハイツ101号
債務者　小湊　満宏
1　決定年月日時　平成24年３月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月28日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２４年（フ）第８７号
鹿児島県鹿児島市紫原３丁目32番12号　ホワイトコーポ紫原303号
債務者　榊　恵利子
1　決定年月日時　平成24年３月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月28日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２４年（フ）第８９号
鹿児島県日置市東市来町長里2561番地
債務者　村田　幸民
1　決定年月日時　平成24年３月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月28日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２４年（フ）第１７号
鹿児島県奄美市名瀬永田町15番32号
債務者　伊集院まり子
1　決定年月日時　平成24年３月28日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月28日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２４年（フ）第１６号
青森県三戸郡階上町蒼前西６丁目９番地2254
債務者　高清水吉治
1　決定年月日時　平成24年３月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月29日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２４年（フ）第２４号
青森県八戸市新湊２丁目３番13号
債務者　加賀　春雄
1　決定年月日時　平成24年３月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月29日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２４年（フ）第２６号
青森県八戸市大字長苗代字化石65番地19、前住所青森県八戸市大字田面木字中明戸73番地３
債務者　三浦眞由美
1　決定年月日時　平成24年３月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月29日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２４年（フ）第２８号
青森県八戸市東白山台４丁目16番17号、前住所青森県三戸郡南部町大字大向字勘吉52番地２
債務者　工藤　繁子
1　決定年月日時　平成24年３月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月29日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２４年（フ）第３５号
青森県八戸市白銀台２丁目８番地２、前住所青森県八戸市大字中居林字蓋名池１番地２
債務者　髙中　寿貴
1　決定年月日時　平成24年３月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月29日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２４年（フ）第１６号
宮城県大崎市古川飯川字大隅149番地２
債務者　高橋　瑞保
1　決定年月日時　平成24年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月29日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２４年（フ）第１６号
福島県郡山市富田町字上赤沼52番地の７
債務者　橋本　佳三
1　決定年月日時　平成24年３月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月29日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２４年（フ）第３４号
福島県田村郡三春町桜ケ丘３丁目２番地の８　ホワイトガーデンＢ―101
債務者　澁谷　美穂
1　決定年月日時　平成24年３月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月29日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２４年（フ）第３４号
長野県塩尻市大字広丘堅石2146番地390　渋谷貸家、前住所長野県塩尻市大字塩尻町403番地６
債務者　畑　　敏幸
1　決定年月日時　平成24年３月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月29日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２４年（フ）第１４号
兵庫県豊岡市江本124番地
債務者　永川　孝子
1　決定年月日時　平成24年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月29日まで
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２４年（フ）第２７号
奈良県桜井市大字大福852番地
債務者　村尾　美賀
1　決定年月日時　平成24年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月29日まで
奈良地方裁判所

平成２４年（フ）第４０号
奈良県大和郡山市稗田町476番地　県住４―506
債務者　村田建築設計監理工室こと　村田　幸治
1　決定年月日時　平成24年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月29日まで
奈良地方裁判所

平成２４年（フ）第４３号
奈良市三条桧町18番７―102号
債務者　伊藤　教永
1　決定年月日時　平成24年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月29日まで
奈良地方裁判所